

事業者部門会議の概要

1. テーマ テナントビルの省エネ対策（第4回）

2. 目的

- ・オフィスビル等の業務部門のエネルギー消費量は増えており、また削減ポテンシャルも大きいことから集中的な取り組みが必要である。
- ・事務所ビルの多くを占めるテナントビルの省エネ対策について、ビルのオーナーやメンテナンス会社などの協力を得て、課題を共有し、取り組みの促進策について協議する。

3. 会議の開催

(1) 日時：平成27年5月19日(火) 午前10時～正午

(2) 場所：大阪府咲洲庁舎18階 会議室

(3) 出席者：アークビル株式会社、阪急阪神ビルマネジメント株式会社（以上、一般社団法人大阪ビルディング協会推薦）、株式会社榮光社、関西明装株式会社（以上、一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会推薦）、株式会社ビーアンドビー企画、リジュネビルド株式会社（以上、公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部推薦）、近畿経済産業局

ファシリテーター：大阪府立環境農林水産総合研究所 竹若富三郎

(4) 概要

- ・前回の議論を踏まえ、テナントビルの省エネ推進にむけた府の具体的な取り組みについて成果物の案を示して議論を行った。
- ・会議での議論を踏まえて今年度から具体的な取り組みを実施していく予定。

(5) 会議での主な意見

○4つの具体的な取り組み案及び新たな条例創設について、以下のご意見などがあつた。

①不動産会社がテナント斡旋時に配布する省エネ啓発チラシの作成

- ・前回議論を踏まえて修正され、ビルディング協会としては技術委員会で確認しており、異議は無い。
- ・不動産協会としても異議なし。

②ビルオーナーへの省エネ取り組み支援のための手引き作成とセミナーの開催

- ・いろいろな切り口を示しているという意味で、貴重な資料と思う。

- ・設備更新は、計画的に行っており、急に補助制度が出てきてもうまく使えないということがある。

③省エネにチャレンジするビルの募集

- ・掲載申込書中での取組み効果、コスト削減金額も公表されることになっているが、実際に各テナントが負担いただいている額との差が出る。また削減量については、テナントの出入りによって変わるので面積あたりなどにしないといけない。

④温暖化条例の届出制度における評価制度の導入について

- ・対策の実施率の計算方法が難しい。

⑤省エネビルサポート事業

- ・来年度から事業開始のため、特になし